

令和3年度 第7回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和3年度第7回農業委員会総会日程表

日 時 令和3年10月5日（火） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 日程第8 議案第6号 農地台帳登載願について
- 日程第9 議案第7号 相続税の納税猶予に関する「引き続き農業経営を行っている旨の証明願」
について
- 日程第10 諮問第1号 法定外公共財産（水路）の用途廃止について
- 日程第11 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
- 日程第12 諮問第3号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更に対する意見
について

追加提案

- 日程第13 議案第8号 耕作放棄地に係る非農地判断について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 |
| 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |

14 高橋 藤 信 15 鈴木 和 治 16 鈴木 秀 幸 17 寺 尾 悟 志
18 則 友 祝 幸 19 石 川 武 将

出席農地利用最適化推進委員（22名）

1 脇 純 樹 2 石 川 茂 3 薦 田 悦 男 4 森 川 雅 之
5 石 川 俊 治 7 宇 高 勉 8 鎌 倉 靜 夫 9 尾 崎 之 隆
10 喜 井 仁 志 11 村 上 紘 一 13 紀 井 正 明 14 受 川 清 男
15 河 村 一 碩 16 合 田 篤 夫 17 鈴 木 一 郎 18 眞 鍋 聖 二
19 川 上 雅 司 20 渡 辺 昇 21 越 智 寧 22 村 上 佳 清
23 近 藤 良 啓 25 鈴 木 敏 也

欠席委員（1名）

6 中 泉 敏 則

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

6 佐 藤 保 之 12 三 宅 恒 久 24 高 橋 祥 志

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三 係 長 船 場 敦 司
係 長 武 村 美 保 係 長 三 村 真 都 華 主 査 金 子 愛 弓

第7回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和3年10月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第7回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

6番 中泉 敏則 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

6番 佐藤 保之 委員

12番 三宅 恒久 委員

24番 高橋 祥志 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

3番 高橋 忠明 委員

4番 横尾 昇 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

議長 報告を求めます。船場 係長

船場 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

番号1の案件については、令和3年9月15日解約。

番号2の案件については、令和3年9月15日解約。

以上、2件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1～3及び番号6と7の案件については、先月、農地所有適格法人の認定を受けた法人の売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請されたもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

なお、番号3の一筆については、袋地になっていますが、隣接地である土地が農地転用許可による太陽光発電施設であり、受人が隣接地を通り、対象農地へ通作するための同意を得ていることを確認しています。

番号4の案件については、贈与による所有権移転です。近隣で耕作便利な

申請地を取得するもので、許可後は柑橘の栽培を予定しています。

番号5の案件については、売買による所有権移転です。家族が所有する自宅の隣接で耕作便利のため申請するもので、許可後は季節野菜の栽培を予定しています。

番号8の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

番号9の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は野菜の作付けを予定しています。

番号10の案件については、姉弟間による使用貸借権の設定です。渡人は労力不足で管理できないため申請するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号11の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は水稻、里芋の作付けを予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続きまして2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。

議長 4番

委員 特に異議ありません。

議長 5番

委員 特に異議ありません。
議長 6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番と10番
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 特に異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 今回、三宅 恒久推進委員の関連案件がありますが、本日、欠席のため、通常どおり採決いたします。
議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。
議長 日程第4、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。武村 係長
武村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対

する意見について」説明いたします。

申請件数は1件で、許可要件である「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。番号1の案件について、申請人は長年自己住宅の建築を考えており、利便性の高い当該申請地における一般個人住宅建築です。申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。委員の方で補足説明があれば、よろしく願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第5、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」説明いたします。

申請件数は14件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」

「一般基準」とともに満たしております。

番号1の案件については、受人は現在、実家に居住していますが、子供の成長に伴い手狭になったため、現居住地に隣接する、父所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は紙加工業を営む法人ですが、現在、業績好調により、商品の搬入・搬出作業にかかる運送車両の駐車場が不足していること、また従業員の駐車場も不足しているため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用することは、やむを得ないと思われま

す。番号3の案件については、受人は昨年より孫世帯を含め3世代で生活しており、所有する5台の自家用車及び来客用の駐車スペース確保のため、申請地を譲り受けての駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号4と5の案件については、受人が同一人のためまとめて説明します。受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、最近同地域内で住宅建設を希望するお客様が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号6の案件については、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、現在同地域内で住宅の建設を希望するお客様が多いことから、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号7の案件については、受人は自動車販売修理業を営んでおり、申請地は既存施設の隣接地であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。なお、既に車両置場として使用されているため、始末書が提出されています。

番号8の案件については、受人は現在夫とアパート住まいをしていますが、手狭になったため、義父の所有する申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号9の案件については、令和3年8月5日の総会において審議され、9月3日付で農地転用許可された案件の関連案件です。受人は建設業を営む法人ですが、申請地北側で大規模倉庫の建設工事を受注しましたが、敷地内において駐車場及び仮設工事事務所を設置する場所が確保できないため、一時的に申請地を借り受けての現場事務用地としての利用で、申請地は、工事期間中の一時的な転用であり、工事完了後は速やかに農地に復元することも申請書にうたわれていることから、一時転用することは、やむを得ないと思われま

す。番号10の案件については、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境が整い、交通アクセスも良好な申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進んでおり、市街化が見込まれる地域であるため、転用することはやむを得ないと思われま

す。番号11の案件について、受人は現在、市外に両親と居住していますが、勤務地が市内であることから、通勤時間を短縮するため、申請地に隣接する家屋と、申請地を譲り受けての宅地拡張です。また、申請地は、接道要件により、新築できないことを不動産の売買に係る重要事項説明の中で、受人も了承していること、また、中古住宅の購入及び駐車場、物干場などの宅地拡張の申請であることを申請代理人に確認しています。申請地は、第3種農地であり、転用することはやむを得ないと思われま

が既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号12の案件については、受人は賃貸住宅に居住していましたが、子供の出産を機に渡人である祖母より申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。この案件につきましては、ハウスメーカーの農地法の失念により農地転用許可申請を怠り、現在、住宅が建築されています。

申請地は第3種農地で、将来的に市街化が見込まれる地域であり、既に建物が建築され、居住していることから農地への原状回復は申請者の負担が大きいため、追認することは、やむを得ないと思われます。

なお、既に住宅が建築されていることから始末書が提出されています。

番号13の案件については、受人は太陽光売電業を営んでおり、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

番号14の案件については、受人は、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であり、転用することは、やむを得ないと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 3番

委員 特に異議ありません。
議長 4番と5番
委員 特に異議ありません。
議長 6番
委員 特に異議ありません。
議長 7番
委員 特に異議ありません。
議長 8番
委員 特に異議ありません。
議長 9番
委員 特に異議ありません。
議長 10番
委員 特に異議ありません。
議長 11番
委員 特に異議ありません。
議長 12番
委員 特に異議ありません。
議長 13番
委員 特に異議ありません。
議長 14番
委員 特に異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」に

ついて、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」説明いたします。

番号1の案件については、令和2年8月の総会において審議され、11月11日付で農地転用及び事業計画変更の許可がされた案件の事業計画変更です。事業計画者、転用目的及び転用面積に変更はありません。

当初計画者は、許可後、工場を建設するために、事業を進めていましたが、近年の業績悪化に伴う経費の削減により、工場設計の変更を行ったため、土地利用計画を変更した工場を建設するための事業概要の変更です。

なお、前回の計画から、転用目的等に大幅な変更がないため、土地改良区の意見書の添付は必要ないことを改良区に確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

- 議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。
- 議長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認について」を議題といたします。
- 議長 議案の説明を求めます。船場 係長
- 船場 それでは、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計画（貸借）の承認について」説明いたします。
- 番号1の案件については、5年間の使用貸借です。
- 番号2と3の案件については、3か月間の貸貸借です。
- 番号4の案件については、1年間の使用貸借です。
- 番号5の案件については、5年間の使用貸借です。
- 番号6と7の案件については、1年間の使用貸借です。
- 番号8から10の案件については再設定ですので、説明は省略します。
- 以上で説明を終わります。
- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、番号8番から10番については再設定であります。
- 議長 これより、質疑にはいりません。
- 委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議長 番号1番、質疑はありませんか。
- 委員 特に異議ありません。

議長 2番と3番
委員 特に異議ありません。
議長 4番
委員 特に異議ありません。
議長 5番から7番
委員 特に異議ありません。
議長 番号8番から10番までの再設定について質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」
について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めま
す。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。
よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。
議長 日程第8、議案第6号、「農地台帳登載願について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。武村 係長
武村 それでは、議案第6号、「農地台帳登載願について」説明いたします。
番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、8月12日に現地調
査を行いました。
番号2の案件については9月17日に現地調査を行いました。
以上で説明を終わります。
議長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑に入ります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番
委員 8月12日、現地確認をいたしました。申請地には野菜が作付けされており、しっかりとした管理がなされていると確認できました。
今後、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 番号2番
委員 9月25日、現地確認をいたしました。申請地には果樹が植えられており、今後トラクターも購入予定であることから、営農を継続できると判断しましたので、農地台帳の登載について問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 (「特になし。」との声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第6号、「農地台帳登載願について」、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (挙手全員)
議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり登載することに決しました。

議長 日程第9、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。金子 主査
金子 それでは、議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」説明いたします。
農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきま

しては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1と2の案件については、8月23日に申請者、地元農業委員、事務局で現地調査を行いました。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番、質疑はありませんか。

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予を受ける適格性については問題ないと思います。

また8月23日、現地確認を申請者とおこないました。水稻、里芋の作付けを行っておりしっかりと管理がされていることが確認できましたので問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第7号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第10、諮問第1号、「法定外公共財産(水路)の用途廃止について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武 村 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」説明いたします。番号1の案件について、申請水路は、敷地内において途中で分断され、現在は宅内水路として利用されており、公共の用に供されていないため、現「水路」の用途を廃止し、払い下げ後、店舗用地として利用する予定です。なお、途中で分断されていることから、代替水路の設置も必要ないと思われまます。また、地元水利組合の同意書も添付されていることから、用途廃止することは問題ないと思われまます。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑に入ります。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 特にありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 （「特になし。」との声）

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、「法定外公共財産（水路）の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めまます。

委 員 （挙手全員）

議 長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第11、諮問第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めまます。金子 主査

金 子 それでは、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見につ

いて」説明いたします。

番号1の案件については個別除外の案件です。申請者は、土木業や掘削業を営む法人ですが、現在、自宅兼事務所として利用している建物の老朽化が著しく、耐震補強の必要もあるため、事務所、倉庫、作業場及び駐車場の建設をすることを計画しております。そこで、所有地において検討しましたが、建設可能な敷地がなく、申出地以外に条件を満たす土地がなかったため、今回やむを得ず農用地区域からの除外申請をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第12、諮問第3号「農業経営規基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。農業振興課 新谷係長

新 谷 農業振興課農政係の新谷と申します。よろしく申し上げます。

それでは、諮問第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について説明いたします。

本構想は、愛媛県が農業経営基盤強化促進法第5条の規定に基づき策定した基本方針に即し、同法第6条の規定に基づき、市が地域の実情を踏まえて5年毎に定めるもので、10年後の目標の具体的な基準等を規定したものととなります。

今回、愛媛県の基本方針が4月に変更されたことに伴い、当市の基本構想の見直しを行うものであり、地域の実情に応じた農業経営の目指すべき目標を明確にし、今後の当市農業の発展につなげていくことを目的としています。

主な内容としては、当市における「農業経営の指標」、「農用地の利用目標」、「農業経営者への支援」等について定めております。

それでは、事前に配布しております、資料「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に沿って説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。

当市では、気候が温暖で、市内西部には田園地帯が広がっていますが、一方で、東部には製紙業などの工業地帯が分布されています。

農業の現状は、全国的に、少子高齢化が進み、人口減少が進展する中で、当市でも高齢化、担い手の減少により、農地の適切な管理も難しくなるなど厳しい状況にあります。また、他産業の発展に伴い兼業化が進み、地場産業でもある製紙業を中心とした工業施設用地の需要増加が著しい中、優良農地の確保に努め、農業経営者の育成を行い、支援をしていく必要があります。

当市の農業振興の方向として、生産基盤の推進や農地中間管理事業による

農地集約の促進等を行うことで、農業経営の改善と生産力の増進を図っていくことを目指します。また、農業の担い手の確保や育成のため、新規就農・定着の支援、担い手への経営継承支援を促進していきます。

資料1 ページ下段をご覧ください。当市では、地域の農業の現状を踏まえて、効率的かつ安定的な農業経営のため、目指すべき目標である、農業経営にかかる年間所得及び年間労働時間を定めています。具体的な経営指標としては、主たる農業従事者1人あたり、おおむね「年間労働時間2,000時間」及び「年間農業所得400万円」です。これは、他産業従事者の労働時間等を勘案した数値となります。

資料4 ページから7ページをご覧ください。

具体的な農業経営の指標として、主要な営農類型を市の現状を踏まえて作成しています。営農類型は11類型に分けており、経営規模・生産方式・経営管理の方法・農業従事者の態様について定めています。

今回の見直しでは、営農類型「水稻・露地野菜」の「水稻・里芋・青ネギ」のモデルを追加しています。また、経営規模や生産方式についても一部見直しを行っています。

資料7 ページ下段をご覧ください。

農用地の利用の集積の目標につきまして、農用地の利用に占める面積のシェア面積を今回、37%から38%に変更しております。これは農地利用集積対象者数、集積対象者経営面積、推計農用地面積をもとに算出しております。

資料8 ページから17ページには、「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」について定めております。

多様な農業生産の展開や兼業化の進行などの実情を踏まえて、農用地利用の改善に取り組むとともに、今回、新たに、認定農業者が当市の策定する

「人・農地プラン」において地域の中心的な経営体として位置付けられるよう推進することを定めています。

農用地を有効に利用するために、認定農業者の確保が必要となりますが、現在、当市の認定農業者数は、116名でここ数年、多少の増減はありますが、横這い状態となっています。その中でも、法人の集積率は増加傾向にあります。

また、今回の見直しでは、農地中間管理事業の推進に関する法律等の改正に基づいて、これまで市町村段階で実施しておりました農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合されたことにより、「農地利用集積円滑化事業」の事項については削除しています。

その他、各事項において、所要の見直しを行っております。

今回、基本的な構想について、農業経営基盤強化促進法施行規則第七条に基づき、農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 質疑はありませんか。

委 員 私は認定農業者ですが、本構想では認定農業者に農地を集約することになっています。認定農業者にはどのようなメリットがあるのですか。

新 谷 ささまざまな国の支援や補償が受けられます。主なものとして、経営所得安定対策事業(ゲタ・ナラシ対策)で種々の損失補償等の交付金を受けられます。に加入できます。ゲタとは米、麦、大豆等のコスト割れに対する補填で、ナラシとはそれらの収入減少を補填するものです。また、国の補助金で「強い農業担い手づくり総合支援交付金」や、「スーパーL資金」という日本政策金融公庫の超低金利の融資が受けられます。

- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 以前は5町作ってないと補助の対象にならないという話を聞いたことがあります。それらの制度の補助対象要件はどうなっているのですか。
- 新谷 制度によって要件が違うので、個別にご相談ください。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委員 この指標は、安定的な農業経営の目標指数が示されていて、この例の内容を見ると新規就農の方に対する指標と理解しています。「年間農業所得 400 万円」「年間労働時間 2000 時間」をベースに作成していると思いますが、面積だけが示されていて、各品種ごとの面積に対する収入が示されていません。例えば、農業経験があれば「単価がこれくらいで、作付面積がこれくらいで収益がこれくらい上がる」というような試算ができますが、新規就農の方には面積だけ示してもわからないと思います。もう少し詳細に指標を作成した方がよいのではないのでしょうか。
- 新谷 本指標は県の営農モデルを元に当市の実情を踏まえて作成することになっており、年間労働時間 2000 時間、年間農業所得 400 万円を満たすために、どれだけの規模が必要かという大まかな指標であり、実際の個人の就農計画とは別物になります。
- 岸 農業振興課の岸です。個別の計画についてはご相談いただけたら県の指導班と共にできる限り対応させていただきます。
- 城戸 愛媛県指導班の城戸と申します。様式に具体的な項目がないので、書いてないだけで、営農類型を作成するときは市と県の指導班も関わって作成していくので、それぞれの品目によって、平均的な生産量や販売価格や経費を算出したうえで作成しており、大元には今言われていたような数字があるということをつけ加えさせていただきます。
- 議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 指標を見ると、私のところと同等規模だと思われませんが、新規就農の方が茶業を始めるには家三軒分くらいの資金が必要だろうし、加工せずに販売して400万円の所得を上げようとする、この30倍の面積が必要になると思います。設備があることを前提にすれば妥当だと思います。

委員 この指標は平坦部での算出になると思いますが、私の担当の土居・畑野地区は中山間で段差が多く、水のかかりも悪い。押し並べて、これを示されても、はいそうですか、というわけにはいかない。以前は人・農地プランの会合も開かれていたが、今はその会もない。中山間はどのようにやっていったらいいのか、という農業振興課の指導もほしい。

委員 私は農業を引退し農地も手放そうと思っていた時に、国の政策で農地シェアという話があり、将来地元の農地をどうするか検討するにあたり、国の基盤整備の補助申請をするために認定農業者の資格が必要であったことから、認定農業者の資格を取得しました。
農家を辞める方が増え、耕作放棄地が急速に増えたが、荒れたら次作るのが大変。ふるさとの農地を守るということも十分踏まえて、ご協力をいただきたいと思います。

岸 確かに指標は平坦部を想定しており、中山間部については、個々で状況も違うと思うので、個別に検討していかないといけないと思います。人・農地プランについては、実質化に向けて、今年度、来年度あたりで地元に向かって、将来的な展望で計画をまとめていきたいと考えております。さきほど言われたように、できる限り、集積計画や担い手確保に力を入れて農業の発展に寄与していきたいと考えております。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第3号、「農業経営規基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手多数)

議 長 挙手多数であります。

よって、諮問第3号は、「変更しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議 長 日程第13、議案第8号「耕作放棄地に係る非農地判断について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。 三村 係長

三 村 それでは、議案第8号 耕作放棄地に係る非農地判断について説明いたします。本日配布しております、追加議案書をご確認ください。

委員の皆さんには、4月から9月にかけての暑い中、市内農地の「利用状況調査」を実施していただきありがとうございました。

非農地判定の背景といたしましては、「農地法」の改正に伴い、「農地基本台帳」が法定台帳（農地法第52条の2）に位置づけられ、農業委員会は年一回管内の農地全筆の「農地利用状況調査（農地法第30条）」を実施し、農地台帳の整備を行うことが義務づけられました。

非農地判定の目的は、本市における「守るべき農地の明確化」と「農地の適正な管理」を行うため、「農地利用状況調査」の実施結果に基づき、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、また、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することが見込まれない農地について「非農地」判定を行うものです。

今年、実施した「農地利用状況調査」の実施結果を受けて、今総会に、「非

農地」とすることについての判断を求める農地の一覧は、別紙のとおりであります。

本日、総会において、「非農地」と判断された荒廃農地につきましては、10月上旬に、土地所有者に対し「非農地通知」を発出することとなり、このことにより、「非農地」と判断された農地については、今後、農地法の適用の対象外となりますので、「農地台帳」から削除するとともに、関係機関（松山地方法務局四国中央支局、愛媛県、四国中央市）に対し、「非農地通知一覧表」により、その旨を通知することとなります。

なお、「非農地通知書」をもって登記地目が変わることはありませんので、所有者は、不動産登記法に基づく法務局への「地目変更登記の申請」を行うこととなります。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑に入ります。

議長 質疑はありませんか。

委員 農業委員会から非農地リストを税務課に通知することはないのですか。

局長 利用状況調査の結果については、法務局や市の税務課に通知します。その後、税務課が現地確認をして、課税地目の認定をします。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号、「耕作放棄地に係る非農地判断について」、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。

- 議 長 よって、議案第8号は、承認することに決しました。
- 議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
- 議 長 これより、その他の協議に入ります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局 長 事務報告
- 議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第7回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。
- 局 長 ご起立願います。
- 局 長 「礼」、お疲れ様でした。

閉会時間 (14 : 50)

署名 人

四国中央市農業委員会

議長 高橋 博

委員 横尾 昇

委員 高橋 忠明
